

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成31年 3月 7日

【会社名】 株式会社アシックス

【英訳名】 ASICS Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 C O O 廣田 康人

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島中町 7丁目 1番 1

【電話番号】 078 (303) 2251

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務統括部長 林 晃司

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島中町 7丁目 1番 1

【電話番号】 078 (303) 2251

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務統括部長 林 晃司

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年11月 2日
効力発生日	平成30年11月12日
有効期限	平成32年11月11日
発行登録番号	30 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 50,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注)実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 50,000百万円
(50,000百万円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	株式会社アシックス第2回無担保社債 (特定社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.200%
利払日	毎年3月13日および9月13日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、平成31年9月13日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月13日および9月13日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年間に満たない期間につき利息を計算するときは、その半年間の日割をもってこれを計算する。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記(注)8「元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成36年3月13日
償還の方法	<p>1 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成36年3月13日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関(以下「振替機関」という。)の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所</p> <p>別記(注)8「元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集

申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成31年3月7日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	平成31年3月13日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 担保提供制限</p> <p>当社は、本社債発行後、本社債の未償還残高が存する限り、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)のために当社の資産に担保権を設定する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。</p> <p>なお、上記ただし書における担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。</p> <p>2 担保権を設定した場合の公告</p> <p>当社が、前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

(注) 1 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からA(シングルA)の信用格付を平成31年3月7日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号 03-6273-7471

2 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

3 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されない。

4 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失する。
 - 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背し、7日を経過してもその履行をすることができないとき。
 - 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。
 - 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
 - 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について、履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
 - 当社が破産手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立てをしたとき。
 - 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。
 - 当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
- (2) 前(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社はただちにその旨を本(注)5「公告の方法」に定める方法により公告する。

5 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、当社の定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)にこれを掲載する。

6 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を本(注)5「公告の方法」に定める方法により公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

8 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

9 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社三井住友銀行

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5番2号	6,800	1 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受けを行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	6,000	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	6,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	400	
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	400	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	400	
計		20,000	-

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	90	19,910

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額19,910百万円は、全額を平成33年12月末までにスポーツ工学研究所の研究費用等サステナビリティに資する適格プロジェクト(別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載する適格プロジェクトをいう。)に関連する費用として運転資金(平成29年および平成30年に合計9,300百万円を抛出したことにより減少した手元資金を含む。)に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

サステナビリティボンドとしての適格性について

本社債についてサステナビリティボンドの発行のために、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されている「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018」、「ソーシャルボンド原則（Social Bond Principles）2018」および「サステナビリティボンド・ガイドライン（Sustainability Bond Guidelines）2018」に則したサステナビリティボンド・フレームワークを策定しました。

サステナビリティボンドに対する第三者評価として、R & Iより、「R & Iグリーンボンドアセスメント（サステナビリティボンド セカンドオピニオン）」（注）において、当該フレームワークがグリーンボンド原則2018、ソーシャルボンド原則2018およびサステナビリティボンド・ガイドライン2018に適合する旨のセカンドオピニオンを取得しております。

（注） 「R & Iグリーンボンドアセスメント（サステナビリティボンド セカンドオピニオン）」とは、発行体等が定めるサステナビリティボンドのフレームワークが、サステナビリティボンド・ガイドライン等に則しているかを評価するものです。なお、個々のサステナビリティボンドについて、サステナビリティボンド・フレームワークに則ったものとなっているか確認を行います（発行額や期間等を踏まえた確認）。

サステナビリティボンド・フレームワークについて

当社は、サステナビリティボンドを発行するにあたり、グリーンボンド原則2018、ソーシャルボンド原則2018およびサステナビリティボンド・ガイドライン2018が定める4つの要件（調達資金の用途、プロジェクトの評価と選定プロセス、調達資金の管理およびレポーティング）に適合する以下のフレームワークを策定しました。

1 調達資金の用途

サステナビリティボンドで調達された資金は、スポーツ工学研究所の研究活動等サステナビリティに資する以下の適格プロジェクトに関連する新規の資金拠出又は既存の資金拠出のリファイナンスへ充当します。なお、リファイナンス資金はいずれもサステナビリティボンド調達から2年前までに拠出された資金を対象としています。

適格プロジェクト名 ソーシャルおよびグリーンに係る効果	関連する ソーシャルボンド原則/ グリーンボンド原則/ SDGs（注）	資金充当割合
アシックススポーツ工学研究所の研究費用 持続可能な開発のための2030アジェンダ宣言（SDGs）（注1）においては「スポーツもまた、持続可能な開発における重要な鍵となるものである。我々は、スポーツが寛容性と尊厳を促進することによる、開発および平和への寄与、また、健康、教育、社会包摂的目標への貢献と同様、女性や若者、個人やコミュニティの能力強化に寄与することを認識する。」とされており、SDGsの全ての目標に関連するとされるスポーツおよびそのための用具に係る研究、運動プログラム開発に関わる研究を行う同研究所の活動自体がソーシャルな効果を有する。また、高環境効率商品開発、環境に配慮した生産技術の研究により、環境への効果も併せ持つ	ソーシャル：必要不可欠なサービスへのアクセス（健康、健康管理）/グリーン：エネルギー効率、汚染防止および抑制、高環境効率商品、環境に配慮した生産技術およびプロセス /SDGs：3,5,8,12,13	77.3% （新規およびリファイナンス）
介護予防事業Tryus（トライアス）の開設・運営費用 健康・予防サービスを通じて、健康寿命の延伸・健康格差の縮小等を図り介護負担の軽減を目指し、高齢者自身の就労を促進する環境の整備を図る	ソーシャル：必要不可欠なサービスへのアクセス（健康、健康管理）、雇用創出又は社会経済的向上とエンパワーメント /SDGs：3,5,8	11.0% （新規およびリファイナンス）

<p>ASICS KIDS GINZAの開店設備・工事費用 ASICS KIDS GINZAは、「子どもの健やかな成長を足元から応援する」をコンセプトにしたアシックスキッズシューズ専門の旗艦店になり、専門のスタッフが子どもの足や歩き方を一緒に確認しながら、子どもの足に合ったシューズ選びをサポート</p>	<p>ソーシャル：必要不可欠なサービスへのアクセス（健康、健康管理） /SDGs：3,8</p>	<p>0.1%（リファイナンス）</p>
<p>山陰アシックス工業株式会社の工場棟の増改築費用および米国ミシシッピ州配送センターの屋上ソーラーパネル設置費用 Science Based Targets イニシアティブ（注2）に基づき、2030年に事業所からのCO2排出量を33%削減する目標を掲げる。その取り組みの一部として、山陰アシックス工業株式会社の工場棟の増改築に伴うCO2削減効果、およびアシックスアメリカコーポレーションが米国ミシシッピ州にある配送センターに設置した1MWの屋上ソーラーパネルによるCO2削減効果。ソーラーパネルについては、同州で最大のものであり、今後25～30年間にわたり配送センターの年間エネルギー需要の25%をカバーし、年間約800トンのCO2を削減見込</p>	<p>グリーン：エネルギー効率、再生可能エネルギー /SDGs：12,13</p>	<p>11.6%（リファイナンス）</p>

・関連するSDGs

SDGs3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

スポーツは活動的で精神的にも安定したライフスタイルのための重要な要素です。非伝染性疾患などのリスク低減に貢献できます。

SDGs5 ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

特に家庭内の高齢者介護に女性が当たることが多く、介護負担を軽減することは女性の無報酬の介護労働を削減するとともに、家庭外での就労等社会参加を促します。

SDGs8 すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する高齢者等の就労支援を通じて、多様な働き方の選択肢を広げます。

SDGs12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

スポーツ用品の生産と提供に持続可能な基準を取り入れ、そのスポーツ用品を通して持続可能な生産と消費の考えを広めることができます。また生産活動にともなう廃棄物等の削減にもつながります。

SDGs13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

気候変動に伴う自然災害の増加や気温上昇に対して対策を取ることで、スポーツや身体を動かす場所・環境への脅威を防ぎます。

（注1） 「持続可能な開発のための2030アジェンダ宣言」とは、2015年9月に国際連合が制定した2016年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴールおよび169のターゲットから構成されています。（本書では「SDGs」と総称します。）

（注2） Science Based Target イニシアティブとは、CDP、国連グローバル・コンパクト、世界資源研究所（WRI）、世界自然保護基金（WWF）が推進している行動計画です。気候変動への影響を最小限に抑えるために必要な数値目標を示すことにより、各企業の温室効果ガス削減への取り組みを支援しており、各企業には産業革命前からの気温上昇を2 未満に抑えるのに必要な水準の脱炭素化が求められています。

2 プロジェクトの評価と選定プロセス

プロジェクト・研究テーマはスポーツ工学研究所又はCSR統括部が推奨し、経理財務統括部、スポーツ工学研究所、CSR統括部が評価して選出し、経理財務統括部長が決定します。

3 調達資金の管理

調達資金の充当および管理は、当社の経理財務統括部が実施します。適格プロジェクトへの充当の状況は四半期末ごとに集計し、未充当金の残高を把握します。適格プロジェクトに手取金が充当されるまでの間は、現金および現金同等物にて管理します。サステナビリティボンドで調達された資金は、過去2年前までに行った対象プロジェクトのリファイナンス資金および各対象プロジェクトの新規資金として発行から3年以内に充当されると想定しています。なお、それ以降は原則として未充当金は発生しない予定であるものの、仮に未充当金が発生することとなる場合は現金および現金同等物にて管理します。

4 レポーティング

サステナビリティボンド発行1年後から償還までの期間、手取金の充当状況および定められた定量的あるいは定性的指標を基に環境・社会改善効果を年次でレポーティングし、R & Iによるレビューを受けます。レポーティング内容およびレビュー結果は、年1回当社ウェブサイト（又はサステナビリティレポート）で開示予定です。なお、調達資金の充当計画に大きな変化が生じた場合や、調達資金の充当開始後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

資金用途	環境改善効果・社会改善効果（予定）
アシックススポーツ工学研究所の研究費用	<ul style="list-style-type: none"> ・環境改善効果：Science Based Targets に基づくCO2削減量（スコープ3、2015年比、グループ全体） ・社会改善効果：健康増進・運動能力向上に関する研究成果および研究に基づく商品・サービスの開発実績
介護予防事業Tryus（トライアス）の開設・運営費用	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者の介護度が一定期間でどれだけ維持・改善できたか ・契約者の体力改善度
ASICS KIDS GINZAの开店設備・工事費用	<ul style="list-style-type: none"> ・新規計測者数（名）
山陰アシックス工業（自社工場）増改築費用、米国ミシシッピ州配送センターの屋上ソーラーパネル設置費用	<ul style="list-style-type: none"> ・Science Based Targets に基づくCO2削減量（スコープ1、2015年比、グループ全体）

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書に記載しようとしている事項は以下のとおりです。

・表紙に当社のアシックス・ブランド・マーク



を記載いたします。

・表紙に本社債の別称「アシックス サステナビリティボンド」を記載いたします。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第64期（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）平成30年3月30日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第1四半期（自 平成30年1月1日 至 平成30年3月31日）平成30年5月14日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第2四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日）平成30年8月9日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第3四半期（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日）平成30年11月8日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成31年3月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年4月2日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成31年3月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年4月23日に関東財務局長に提出

7 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成31年3月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平

成31年 2月13日に関東財務局長に提出

8 【訂正報告書】

訂正報告書（上記6の臨時報告書の訂正報告書）を平成30年5月21日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成31年3月7日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載された中期経営計画「ASICS Growth Plan (AGP) 2020」の数値目標及び「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 3 配当政策」に記載された2017年度から2020年度までの4カ年の株主還元方針は、あくまでも経営管理上目指す目標であり、その実現を保証あるいは約束するものではありません。

また、当該有価証券報告書等には、当該数値目標を含む将来に関する事項が記載されておりますが、当該将来に関する事項は本発行登録追補書類提出日（平成31年3月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社アシックス 本店

（神戸市中央区港島中町7丁目1番1）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。